



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 中尾 俊哉
(コード番号 6334 東証第二部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 142 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業目的の追加及び変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(現行どおり)
(1) ~ (5) (条文省略)	(1) ~ (5) (現行どおり)
(6) <u>不動産の売買、賃貸借、管理、及びそれらの仲介業。</u>	(6) <u>不動産業、宅地建物取引業。</u>
(7) ~ (11) (条文省略)	(7) ~ (11) (現行どおり)
(12) コンピュータ技術者の <u>派遣業務。</u>	(12) コンピュータ技術者の <u>労働者派遣業務。</u>
(13) ~ (20) (条文省略)	(13) ~ (20) (現行どおり)
(21) 太陽光発電システムの <u>設計、販売、施工、修理。</u>	(21) 太陽光発電システムなど再生可能エネルギーに <u>係わる設計、販売、施工、修理及び売電。</u>
(新設)	(22) <u>住宅関連リフォーム、建設関連資材販売。</u>
(新設)	(23) <u>立体駐車装置の製造及び販売。</u>
(新設)	(24) <u>インターネットを利用した製品等の販売。</u>
(新設)	(25) <u>古物営業法に基づく古物商。</u>
(22) 前各号に関連又は附随する事業。	(26) 前各号に関連又は附随する事業。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日

以 上